

令和4年度移住促進ポスター制作業務委託 仕様書

1 業務名

令和4年度移住促進ポスター制作業務委託

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、地方移住への関心が高まっている中、移住を考え始めた層や移住先の地域を検討している層に対して、本県への移住を意識づけることができるポスターを制作します。

3 委託期間

契約日から令和5年3月9日（木）まで

4 委託業務の内容

移住を考え始めた層や移住先の地域を検討している層に対して、本県への移住を意識づけることができるポスターの制作、印刷を行う。

(1) ポスターの制作、印刷

- ア 規格 コート紙 135kg
カラー4色刷り

※紙の調達にあたっては、古紙パルプ配合率の高い製品あるいは、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品などを優先するよう努めること。

- イ 数量・種類 ① B1判（縦版） 30枚×3種類以上
② B2判（縦版） 30枚×3種類以上

(2) 納品について

- ア 納品期限：令和5年3月9日（木）
イ 納品物
①制作したポスター
②デジタルデータ（イラストレーター形式・PDF形式・JPEG形式）
を格納したCD-R1枚

5 ポスター制作に係る留意事項

以下の点に留意し、ポスターを制作することとする。

(1) 目的・内容

地方移住への関心が高まる中、移住を考え始めた層や移住先を検討している層に対して、移住候補地として「三重県」を意識づけることができるポスターを制作すること。移住希望者が興味を持つような三重県の魅力を伝え、他の自治体の移住広報に埋もれないインパクトのある内容とすること。また、三重県の魅力を効果的に伝えるためのキャッチフレーズを提案すること。

(2) 主なターゲット

地方移住に関心を持っている都市部の20代から40代の若者

(3) ポスターの使用例

全国移住フェアや移住セミナー、都市部でのイベント等

(4) ポスターの使用期限

納品日から県が恒久的に使用できることを条件とする。

6 業務実施上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとし、県が行うあらゆる移住促進施策（例：ノベルティ作成、HP・SNS等の様々な媒体での情報発信等）に使用できるものとする。また、他の媒体への使用料は無料とする。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例の罰則規定が適用されるので留意すること。

10 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部移住促進課
電話：059-224-2420 FAX：059-224-2219
E-mail：iju@pref.mie.lg.jp
担当：芝山